

JBS各規約・規程の改定および新規制定について

平素より、当協会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたびJBSでは、協会運営を取り巻く環境および運用実態の変化を踏まえ、会員制度全体を整理し、より分かりやすく、かつ持続可能な制度とするため、各規約・規程の改定および新規制定を行います。

本改定等は、2026年4月1日より施行いたします。詳細につきましては、改定後の各規約・規程をご確認ください。

■実施内容

- (1) 「一般財団法人日本バックギャモン協会会員規約」の全面改定
- (2) 「eJBSサイト利用規約」の新規制定
- (3) 「JBS公認例会運営規程」の新規制定
- (4) 「バックギャモン日本代表選手選考規程」の一部改定

■実施の目的

- (1) 会員制度および会員の権利内容を、より分かりやすく明確に示すため
- (2) 会員資格に関するスケジュールおよび手続きを整理し、運用上の混乱を防止するため
- (3) 実際の運用ならびに新たに導入された施策と、規約内容との整合性を確保するため
- (4) 持続可能かつ安定した協会運営を行うにあたり、必要な制度変更を反映するため

■「JBS会員規約」構成の整理

全体の構成を見直し、条文の配置や項目立てを整理しました。

【表】規約構成の変更点一覧

旧規約			新規規約		
章名	条番	新規規約掲載箇所	章名	条名	旧規約掲載箇所
総則	第1条	→第1条、第19条	総則	第1条 目的	←第1条
会員種別	第2条	→第3条		第2条 会期	(追加)
創設会員	第3条	→第5条	会員区分	第3条 会員種別	←第2条
法人会員	第4条	→第6条		第4条 一般会員	←第5条～第8条
一般会員	第5条	→第4条		第5条 創設会員	←第3条

	第6条	→第4条第1～2号		第6条 法人会員	←第4条
	第7条	→第4条第3号		第7条 特別会員	(追加)
	第8条	→第4条第4～6号	会員拠出金	第8条 年会費	←第14条
会員特典	第9条	→第10条		第9条 寄付金	(追加)
	第10条	→第10条	会員特典	第10条 会員特典	←第9条、第10条
設立会員特典	第11条	→第11条		第11条 創設会員特典	←第11条
コンシェルジュサービステ典	第12条	(削除)		第12条 会報	←第15条
JBSポイント制度	第13条	(削除)		第13条 日本代表	(追加)
会費	第14条	→第8条		第14条 公認例会	(追加)
会報	第15条	→第12条	会員資格喪失	第15条 退会	←第16条
資格の喪失ならびに除名	第16条	→第15条、第16条		第16条 除名	←第16条
個人情報の利用	第17条	→第17条、第18条	会員情報	第17条 会員情報登録	←第17条
その他	第18条	→第17条、第19条		第18条 会員情報利用	←第17条
			その他	第19条 規約変更	←第1条、第18条

■主な変更点

1. 会員資格更新ルールの明確化

全会員の会期を一律で1月1日から12月末日までとする現行の運用について、規約上に明確に位置づけました。あわせて、会員資格更新の判定基準を11月末日時点の在籍または申請状況に統一し、更新および退会に関する手続き方法を整理しました。

【表】資格更新ルールの変更点一覧

項目	旧規約	新規約	備考
会期	規約に記載なし。お知らせ「会員規約制定と会費ペイの導入について」参照。	会期は、毎年1月1日から12月末日までとする。	会期を規約に明記。
U25会員資格終了時の手続き	26歳になった翌年度1月1日から正会員か準会員かを選択し、会員を継続できる。	26歳になった翌会期以降、会員種別を再選択の上、会員資格を継続することができる。	自動更新ではなく、会員資格継続の意思確認を必要とすることを明記。
U15会員資格の要件	中学生以下の会員	会期開始時点で15歳以下の会員	生年月日を基準に判定するため、要件を変更。
U15会員資格終了時の手続き	中学卒業後翌年1月1日から自動的にU25会員として会員を継続できる。	16歳になった翌会期以降、U25会員を選択の上、会員資格を継続することができる。	自動更新ではなく、会員資格継続の意思確認を必要とするよう変更。

<p>会員資格継続の手続き</p>	<p>会費は毎年12月10日時点での在籍状況に応じて12月26日に次年度分会費の引き落としを行う。会員継続を希望しない場合は、会員は12月9日までに甲事務局まで連絡をしなければならない。</p>	<p>年会費は、毎年11月末日時点で在籍している会員を対象に、翌会期分を登録済みの決済手段により徴収するものとする。翌会期への会員資格の継続は自動的に更新されるものとし、継続を希望しない場合は、11月末日までにJBSへ退会申請を行わなければならない。</p>	<p>資格継続の判定対象となる基準日を12月10日から11月末日に変更。 退会希望者は11月末日までの申請が必要。 継続希望者は自動更新で変更なし。</p>
<p>半期入会</p>	<p>年度の途中での入会の場合、1月～6月の入会の場合は1年分、7月～12月の入会の場合は半年分となる。</p>	<p>当該会期の6月1日から11月末日までの間に入会した会員の年会費は、前各号に定める年会費の2分の1の額とする。また、12月1日以降に入会した会員については、当該会期および翌会期の会員資格を有するものとする。</p>	<p>半期入会が適用される期間を、現行の運用にあわせ7月～12月から6月～11月に変更。</p>
<p>創設会員特典の適用期間</p>	<p>創設会員は生涯（ダイヤモンド会員、サファイア会員、プラチナ会員）あるいは寄付行為のあった日の5年後の同月末（シルバー会員）（最大5年間）または10年後（ゴールド会員）の同月末（10年間）まで、設立会員特典を得られる。</p>	<p>特典は、寄付実施日より直ちに適用されるものとする。特典の適用期間は、ダイヤモンド会員、サファイア会員およびプラチナ会員については生涯とする。ゴールド会員については寄付実施日を含む会期10期、シルバー会員については寄付実施日を含む会期5期とする。ただし、寄付実施日が12月1日以降である場合は、翌会期を起算点とした会期末日を適用期限とする。</p>	<p>ゴールド会員、シルバー会員の適用終了を指定年数後の会期末日に変更。</p>
<p>退会申請による退会手続き</p>	<p>退会する旨を住所、氏名、生年月日、会員番号を記載した退会届を、電子署名または署名し甲に送付し、甲に到達した時点を持って退会とする。</p>	<p>退会申請が11月末日までに行われた場合は、会員資格は当該会期末日をもって喪失するものとする。ただし、会員が即時の退会を希望する場合は、JBSが当該申請を受理した時点で直ちに会員資格を喪失するものとする。</p>	<p>専用フォームからの手続きとするため、退会届に関する記述を削除。退会日について、会期末日または即時を会員が選択可能とする。 在籍情報の判定日を11月末日に変更し、超過した場合は請求処理が行われる件を明記。</p>
<p>年会費滞納による退会手続き</p>	<p>会費の有効期限から3カ月以内に会費が支払われない場合は、会費滞納として会員資格を喪失する。</p>	<p>会期末日までに年会費が納入されない場合は、会員資格は当該会期末日をもって喪失するものとする。</p>	<p>退会日を翌年3月末日から12月末日に変更。通常の入会手続きにより年会費が納入され次第、会員資格を回復できる。</p>

【表】 会員資格更新スケジュール

項目	1月～5月	6～11月	12月	翌会期
入会	通期入会 年会費を納入し、当該会期末日までの会員資格を有する。	半期入会 年会費の2分の1の額を納入し、当該会期末日までの会員資格を有する。	通期入会 年会費を納入し、 <u>翌会期末日</u> までの会員資格を有する。	通期入会 年会費を納入し、当該会期末日までの会員資格を有する。
創設会員適用期間 (ゴールド会員・シルバー会員)	当該会期起算 寄付実施日を含む、指定会期の創設会員資格を有する。	当該会期起算 寄付実施日を含む、指定会期の創設会員資格を有する。	翌会期起算 <u>翌会期を起算点とした指定会期末日</u> を適用期限とする。	当該会期起算 寄付実施日を含む、指定会期の創設会員資格を有する。
退会申請による退会	当該会期退会 当該会期末日または即時での退会を選択可能。	当該会期退会 当該会期末日または即時での退会を選択可能。	翌会期退会 <u>翌会期の年会費を納入</u> した上で、 <u>翌会期末日</u> または即時での退会を選択可能。	当該会期退会 当該会期末日または即時での退会を選択可能。
年会費滞納による退会		資格継続確認 (11月) 会員資格の更新手続きが必要な会員に対し、11月に案内を発送し資格継続の意思を確認する。	会員資格喪失 会期末日までに年会費が納入されない場合は、会員資格は当該会期末日をもって喪失するものとする。	再入会 会員資格を喪失した場合は、通常の入会手続きにより年会費が納入され次第、会員資格を回復できる。

2. 入会金の廃止

現在、入会金を設定しており、新規入会の場合はキャンペーン適用のため無料、再入会の場合にのみ入会金の納入を必要としています。本制度を廃止し、再入会の心理的・金銭的ハードルを下げるるとともに、会員制度の分かりやすさの向上を図ります。

【表】 会員資格更新スケジュール

変更前	変更後
<p>(旧規約第14条)</p> <p>年会費ならびに入会金を以下のように定める</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 正会員の入会金は5,000円とし、準会員は3,000円とする。 2. U25会員、U15会員、家族会員は、入会金は免除される。 <p>(お知らせ「会員規約制定と会費ペイの導入について」)</p> <p>入会金を新設します。ただし、新規入会の方については会員数500人に達するまで無料キャンペーンを実施します。ただし、再入会の場合には入会金を頂きます。</p>	<p>入会金を廃止。再入会の場合も入会金の納入が不要。</p>

3. 創設会員特典の変更

2026年6月末日以降、「設立会員特典」に基づくシルバー会員資格および全創設会員を対象とした「コンシェルジュサービス」については、会員ごとに適用後5年の期限を迎え、順次終了します。これを踏まえ、会員制度の持続的な運用を目的として、特典内容の見直しを行います。

具体的には、「コンシェルジュサービス」は2026年6月末日をもって終了し、その一部特典については、改称した「創設会員特典」に移設の上、継続します。また、終了する特典について、2027年1月1日以降も権利を有する会員に対しては、個別に補償金を支給します。

創設会員の皆様には、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【表】 創設会員特典の変更内容一覧

旧特典区分	特典内容	変更後内容	新規約掲載箇所
設立会員特典	「棋聖戦」参加資格	創設会員特典として継続。	→第11条第2項
会員により 生涯/有期	特製キューブ贈呈	創設会員特典として継続。	→第11条第8項
	会報およびサイトでの氏名顕彰	創設会員特典として継続。	→第11条第4項
	レーティング表での称号追記	創設会員特典として継続。	→第11条第4項
	過去の会報の閲覧	創設会員特典として継続。	→第11条第3項
	タイトル戦ボードの使用	2026年6月末日をもって終了。	(なし)
	家族会員の登録	創設会員特典として継続。	→第11条第7項
	コンシェルジュ サービス	登録プロレッスン	創設会員特典に移設し継続。2026年内のサービス開始を予定。ダイヤモンド会員は8時間、サファイア会員は4時間、プラチナ会員は2時間とする。
全会員 適用後5年間	タイトル戦割引	2026年12月末日まで延長の上、終了。2027年以降の権利を有する会員は、個別に補償金を返還する。	(なし)
	トーナメント情報	2026年6月末日をもって終了。	(なし)
	VIPルーム	創設会員特典に移設し継続。ルーム提供有無およびサービス内容は、各大会の実行委員会が決定する件を明記。ただし、ゴールド会員に適用されている半額割引は2026年6月をもって終了し、個別に補償金を返還する。	→第11条第5項
	アンバサダーエリア	創設会員特典に移設し継続。VIPルームと内容を統合。	→第11条第5項
	コンシェルジュサービス	2026年6月末日をもって終了。	(なし)
	棋譜サービス	2026年6月末日をもって終了。	(なし)
その他	年会費の免除	旧規約第3条から掲載箇所を移動。	→第11条第1項

4. JBSポイント制度の廃止

本制度は運用実績がなく、現在は運営協力に対して直接報酬を支払う形で運用されています。これは、スタッフの健全な労働環境を重視する協会の理念に沿ったものと考えています。このため、制度の実態と運用を整理する観点から、JBSポイント制度を廃止します。なお、これに伴い、法人会員が登録でき、会員特典を受ける個人に関するルールを見直し、その内容を「JBS会員規約」第6条に定めています。

5. 会員情報保護の取り組み強化

近年、個人情報保護およびセキュリティ対策の重要性が一層高まっています。JBSの活動に会員の皆様がより安心して参加できる環境を整えるため、以下の2点を中心に、会員情報の取り扱いに関する対応を強化します。

(1) 大会・タイトル戦における会員情報の取り扱い

大会・タイトル戦における日程調整については、すでに「Discord」へ移行し、従来使用していた「JBS BBS」の運用を終了するなど、より安全でクローズドな運用としています。今回、大会・タイトル戦の積極的な広報を行うにあたり、会員情報の登録および利用に関する条文を新たに追加し、また出場申込の際に、事前に同意を得る仕組みを設けることで、会員との認識の齟齬が生じないようにします。

(2) レーティング情報における会員情報の取り扱い

現在、公式サイトで公開しているレーティング情報については、会員の行動履歴が詳細に把握できる構成となっており、個人情報保護の観点から課題がありました。

今回、公式サイトにおけるレーティング情報の機能を大幅に縮小し、掲載対象を上位50名のみ限定するとともに、各会員の詳細情報については、2026年3月末日頃をもって公開を停止します。また、これにあわせて、成績管理システム「eJBS」を、事実上の会員制サイトとして全会員に開放します。これまで閲覧可能であった詳細情報については、「eJBS」にて引き続き閲覧できる環境を維持します。

この際、「eJBSサイト利用規約」を新たに制定しました。詳細については、当該規約をご確認ください。今後「eJBS」では、会員限定の各種機能を順次追加し、会員の皆様がより会員特典の恩恵を感じられるよう、サービス向上に努めて参ります。

6. 公認例会に関するルールの明確化

これまで、公認例会の設立および運営に関する明確なルールが定められていなかったことから、「JBS公認例会運営規程」を新たに制定します。

本規程において、例会の設立に関する基準を定め、承認プロセスの透明性および公平性を確保するとともに、公認例会が受けられる特典を明確にします。

また、本規程を通じて、各地における普及活動を一層促進し、バックギャモンの裾野拡大につなげていきます。

7. 日本代表選手選考基準日の一部変更

「世界チーム選手権」における日本代表選手の選考について、選考基準日を繰り上げ、より早期に代表選手を決定できるよう変更します。これにより、代表選手の準備期間を十分に確保し、競技力の強化につなげることを目的とします。

本変更は、2027年の日本代表選手選考より適用します。

また、今回制定および改定した各規約・規程との表現を統一するため、本規程全体の文言整理を行っています。詳細については、「バックギャモン日本代表選手選考規程」をご確認ください。

【表】選考規程の変更点

変更前	変更後
6. 選考基準日 選考順位決定において採用する成績は、以下に定める日の終了時点のものとしします。 (1)WBGF主催大会 開幕日が属する月の4ヶ月前の末日	第6条 選考基準日 選考順位決定において採用する成績は、次に定める日の終了時点のものとする。 (1) WBGF主催大会 開幕日が属する年の前年12月末日とする。ただし、開幕日が1月1日から3月末日までの場合は、開幕日が属する年の4ヶ月前の末日とする。

■おわりに

本改定は、JBS会員の皆様が安心して参加できる団体として、将来にわたり安定的に運営していくためのものです。今後も、会員の皆様の声を大切にしながら、より良い協会運営に努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。